

韓国知的財産ニュース 2018年1月後期

(No. 359)

発行年月日：2018年2月2日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、1月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、大学・公共研の「強い特許」創出を支援する
- 2-2 ベトナムでの特許取得が速くなり、Kブランドの保護も強まる
- 2-3 特許庁、SKTのアンブッシュマーケティングを不正競争行為と判断
- 2-4 特許庁、最近5年間における政府のR&Dの特許成果を発表
- 2-5 優秀な特許の必須条件、職務発明制度
- 2-6 第4次産業革命の技術体系(Tech Tree)を一目で把握
- 2-7 知財権戦略で核心サービスを持つグローバル企業を育てる
- 2-8 特許審査支援事業への民間参加を拡大
- 2-9 特許庁、「IP Business 契約書ガイドブック」を発刊
- 2-10 特許庁、2018年度特許庁支援事業合同説明会を開催
- 2-11 特許庁、政府革新のための開かれた討論会を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 偽造品を販売する中国のオンラインショッピングモールの掲示物を削除

デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 カーリング、特許から見た平昌冬季オリンピック
 - 5-2 平昌オリンピックドーピングテスト、バイオ禁止薬物を摘発せよ
-

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 特許庁、大学・公共研の「強い特許」創出を支援する

韓国特許庁(2018.1.16)

韓国特許庁は、大学・公共研が開発した技術が、お金になる「強い特許」として確保できるように2018年政府R&D優秀な特許創出支援事業の推進計画を確定し施行すると発表した。

政府R&D優秀な特許創出支援事業とは、特許戦略の専門家と特許分析機関からなる支援専門チームが大学・公共研が行う研究開発課題に係る特許を分析し、優秀な特許を創出するための1)特許中心の総合R&D戦略策定、2)強い特許設計を支援する事業である。

この5年間(2012~2016)の事業支援の成果を分析した結果、支援を受けた場合は、支援を受けていない課題に比べて技術移転が発生した課題の割合が46%高く、技術移転の技術料も3.7倍となり、この事業により創出された特許の産業界における活用価値が高いことが明らかになった。

今年は計63.6億ウォンを投入し、162の課題を支援する。

まず、特許中心の総合R&D戦略を策定する「特許戦略(IP R&D)支援事業」は、主に研究開発の初中期の段階にある78の課題(事業費総額46.8億ウォン)を支援する。この事業では、技術的問題に対するさまざまな解決策が盛り込まれており、技術変化の方向を簡単に把握できる有効な資料である先行特許情報を分析することで、革新技術を導き出せる研究方向に関するアイデアを提供し、従来の特許が先取りしていない空白領域に対する核心・源泉特許を取得可能にする。また、海外特許障壁に対する対応戦略も提供する。

次に、強い特許としての完成を支援する「特許設計支援事業」は、主に研究開発が完了した84の課題(事業費総額16.8億ウォン)を支援する。これまでは研究成果物が優秀であっても特許を作成する過程で強い特許として完成するための工夫が不十分であるため、肝心の技術模倣や特許紛争が発生した場合、保有特許が機能しなかった。そのため、

権利範囲が広くも狭くもない最適な国内外の特許明細書作成を支援し、強い特許権を確保できるよう後押しする。

特に、今年第4次産業革命の核心分野に対する支援と共に、中小・中堅企業のニーズに基づく課題支援（企業注文型 IP R&D）を拡大し推進する予定であるため、これを通じて大学・公共研の知能情報社会への対応力を高め、創出特許の活用可能性を最大化できると見込まれる。

特許庁産業財産政策局の局長は「国の研究開発の成果が今後、事業化過程で特許紛争に巻き込まれないような、強い特許になるためには特許分析を綿密に行い、研究を戦略的に行うのが重要だ」とし、「大学・公共研の開発技術から革新成長を支えることができる核心・源泉特許が多く創出できるように支援していきたい」と述べた。

事業への参加をご希望の企業・機関は、特許庁のホームページ（www.kipo.go.kr）および韓国特許戦略開発院のホームページ（www.kista.re.kr）で詳細について確認できる。

* 事業参加申請に関するお問い合わせ：韓国特許戦略開発院の政府協力チーム（02-3475-1301、1305）

2-2 ベトナムでの特許取得が速くなり、Kブランドの保護も強まる

韓国特許庁(2018.1.17)

ベトナムにおける韓国企業の特許取得手続きが便利になり、K-ブランドに対する保護は強化されるなど、ベトナム現地での知的財産権保護を取り巻く環境が改善される見通しである。

韓国特許庁長は1月16日、ベトナムのハノイでベトナム特許庁長、科学技術部次官、産業貿易部次官、市場管理局長などと会談を行い、韓国とベトナムの知財権分野における協力をさらに強化することで合意した。

まず、特許分野では、韓国とベトナム間で特許審査ハイウェイ（PPH）を実施することで合意した。この制度が施行されると、韓国特許庁で「特許可能」と評価を受けた出願に対し、ベトナム特許庁が韓国の審査結果を活用して迅速に処理するようになり、韓国企業の特許をベトナムでも早く登録できるようになる。

「新南方政策」の一環として特許庁が進めている「韓国と ASEAN における知財権協力体系」を年内に発足させるためにベトナム側が協力することや、ベトナムの特許行政情報システムの改善事業について韓国特許庁が支援することでも合意した。

知財権保護の強化に関する合意もあった。まず、「韓国ベトナム IP 保護協議会」をスタートさせる。これで、「市場管理局」、「税関」、「公安」など、ベトナムで知財権を執行する機関や取り締まる機関と、韓国の特許庁、IP-Desk (KOTRA) など、韓国の知財権関連機関が定期的に意見交換できる制度が設けられたといえる。中国の「関係」と同様の文化を持つベトナムで K-ブランド侵害など、韓国企業が抱える問題点を執行当局に伝えることができる良い窓口となる見込みである。

さらに、ベトナムで知財権を執行する公務員向け研修、合同セミナーなどを通じ、韓国で知財権を執行するノウハウを伝授し、知財権保護や執行に関する情報交流も強化していくことで合意した。

特許庁長は「ベトナムは、韓国企業の海外投資が中国に次いで世界で二番目に多い国であるため、その分、K-知財権の保護に対するニーズも高い」とし、「今回の会談で得た成果により、現地で韓国企業の権利確保がより簡単になり、確保した権利はもっと強く保護される基盤になるだろう」と述べた。

2-3 特許庁、SKT のアンブッシュマーケティングを不正競争行為と判断

韓国特許庁(2018.1.18)

韓国特許庁は、平昌オリンピック組織委員会の要請を受けて行った、SKT (SK Telecom) による 2018 平昌オリンピック広報キャンペーン広告が、不正競争防止法に違反するかどうかを調査した結果、不正競争行為に当たると判断し、広告中止を是正勧告した。

不正競争防止法とは、不正な方法で他人の努力や名声にタダ乗りすることを禁じる法律である。特に、同法第 2 条第 1 号ナ目は、他人の営業上の標識などとの混同を生じさせる行為を禁止している。

特許庁は、同広告により、SKT が平昌オリンピックの公式スポンサー、又は組織委と組織上・財政上・契約上、ある関係があるものと誤認・混同させることで、組織委員会だけでなく、巨額の後援金を出した KT など、複数の公式スポンサーの営業上の利益を侵害したと判断した。

同広告はスノーボードやスキー、スケルトンなど、冬季オリンピックの種目を背景にし、広報大使を務めているキム・ヨナ、スケルトンの国家代表選手であるユン・ソンビンなどをモデルに起用してオリンピックのメッセージを伝える内容で、2017年12月1日から2018年1月現在まで放送局で放送されている。

問題の部分は、広告の最後に出る「SK Telecom」という大きなフレーズの配置のほか、SKTを思い出させるBGMやスローガン、社名、製品名などを「平昌を応援する」、「See you in PyeongChang」などのフレーズと共に使ったことである。これにより、一般需要者は、まるでSKTが平昌オリンピックの公式スポンサーだと誤認・混同してしまうのである。

SKTは2013年、KTが組織委員会の公式後援の優先交渉対象者に選定されると、2014年に平昌オリンピックの広報大使を務めるキム・ヨナ選手を自社の広告モデルとして起用し契約した。また、通常、キャンペーン広告は放送局が主管して制作するが、広告制作会社に具体的に指示した状況が発見されるなど、オリンピック連携マーケティングを緻密に準備したとみられる。

SKTの広告についてオリンピックの関係者は、公式スポンサーであるKT、POSCO、ハンファグループなどの広告とSKTの広告内容を比べると、どちらが公式スポンサーであるか区別がつかないと述べた。

オリンピック、ワールドカップなどの大型スポーツ大会は、必要な資金を調達するために企業から財政的支援を受け、その企業に独占的なマーケティング権利を与える。

韓国の国会は公式スポンサーのマーケティング権利の保護と、アンブッシュマーケティングの禁止のために、昨年12月29日、「平昌オリンピック法」を改正し、国際オリンピック委員会（IOC）も1月10日にSKTの広告がアンブッシュマーケティングに当たるという立場を組織委員会に伝えた。平昌オリンピックの組織委員会は、すでに同広告の中止を要請している。

*Ambush Marketing：公式スポンサーではない企業が、公式スポンサーのように巧みに自分のブランドや製品をイベントなどに関連付けてPRするマーケティング

一方、SKTのアンブッシュマーケティングにより、独占的なマーケティング権利を侵害されたKTが、2018平昌冬季オリンピックの最大スポンサーであることが分かった。

特許庁産業財産保護協力局の局長は「平昌冬季オリンピックが成功裏に開催されることを願う国民の期待に便乗してオリンピック大会の財政基盤を損なう、大手企業のタダ乗り行為に警鐘を鳴らす必要がある」とし、「今後も大規模な国際スポーツイベントを招致するために、このようなアンブッシュマーケティングには厳しく対応する必要がある」と述べた。

不正競争行為の被害については、特許庁の産業財産調査課（042-481-5190）、韓国知識財産保護院の不正競争調査チーム（02-2183-5834）までにお問い合わせを。

2-4 特許庁、最近5年間における政府のR&Dの特許成果を発表

韓国特許庁(2018.1.22)

韓国特許庁と韓国特許戦略開発院は、最近5年間（12年～16年）、政府の研究開発（R&D）事業を通じて創出された「特許成果」を調査・分析（*）した結果を発表した。

*最近5年間の①政府のR&D事業で創出された全ての特許出願件数（計132,703件）の現状、②大学・公共研の技術移転（計32,995件）の現状を調査・分析

【量的・質的水準および活用の現状】

2016年の国内特許出願件数は30,807件、国内特許登録件数は16,670件と、政府のR&Dにより創出された特許の量は、最近5年で最も高い数値を示した。

一方、政府のR&Dにより創出された登録特許（12年～16年）の質は、依然として低いことが分かった。

政府のR&Dにより創出された国内特許と外国人による国内特許を比べた結果、優秀な特許（*）の割合は約60%（**）にとどまった。

*（優秀な特許）特許評価システム（SMART3）の9等級評価で、上位3等級の特許

**（優秀な特許の割合）政府のR&D 27.3%、外国人による特許 43.1%

また、外国出願をした国の数でも外国人による国内特許の約20%に過ぎない（*）。

*（外国出願をした国の数）政府のR&D 1.6カ国、外国人による特許 6.9カ国

国内特許ではなく、米国登録特許について分析しても、韓国政府のR&D米国登録特許の質的水準は、米国連邦のR&Dよりも全体的に低い（*）ことが明らかになった。

*（優秀な特許の比率）韓国政府のR&D 6.1%、米国連邦のR&D 18.6%

(被引用文献の数) 韓国政府の R&D 4.3 件、米国連邦の R&D 8.1 件

一方、大学・公共研が保有する政府の R&D により創出された特許の技術移転契約件数は、2016 年には 3,485 件と、最近 5 年間、年平均 21.4% ずつ大幅に増加した。

また、大学・公共研の技術移転の際、政府の R&D による特許が含まれる場合、契約当たりの技術料が 1.4 倍に増加 (*) したことが分かった。

* (契約当たりの技術料) 全体 22.7 百万ウォン、政府の R&D による特許を含む契約 30.6 百万ウォン

【分析結果および示唆点】

政府の R&D による特許の低い質的水準を向上させるためには、外国出願の取得に向けた体系的な支援が必要であることが明らかになった。

外国出願がある政府の R&D による特許 (12 年～16 年) は、政府の R&D による特許全体より質的水準と特許技術移転の割合が約 2 倍高くなっている (*)。

* (優秀な特許の割合) 外国出願がある場合 27.3% > 政府の R&D による全特許 11.7%
(特許の移転率) 外国出願がある場合 20.7% > 政府の R&D による全特許 11.2%

特に、大学の R&D による特許の質的水準は、各大学の特許予算規模と密接な関係があることが分かった。

特許費用支出規模が大きい上位グループ (1～20 位) は、下位グループ (81 位以下) に比べ、優秀な特許の割合が約 6 倍、1 件当たりの技術料は約 3 倍以上、高くなっている (*)。

* (上位/下位グループ) 優秀な特許の割合 (%) 14.9/2.4、1 件あたりの技術料 (百万ウォン/件) 21.9/7.0

このように、大学の特許予算規模は、特許の質的水準と技術料に大きな影響を与えるため、各大学が適正水準の特許予算を確保できる制度改善が必要であろう。

公共機関では、保有期間が長い、いわゆる「高年金登録特許」に対する精密診断を行い、活用可能な有望特許だけを選び抜く「保有特許診断体系」の導入が必要であることが分かった。

それは、「高年金登録特許」の場合、特許維持費用が増える負担はあるが、優秀な特許は、1件当たりの契約金額が非常に大きいためである。また、古い特許は、技術移転件数も少ない(*)上、安価で売り渡す割合も高い(**)。一方、一度技術移転が行われると、高価で売られる場合が多いことが明らかになった(***)。

*特許技術移転件数：(登録～3年) 9,066件→(6年～9年) 1,395件

**安価(無償/1千万ウォン以下)で売り渡す割合(%)：(登録～3年) 46.0%→(6年～9年) 77.7%

***特許1件当たりの契約金額：(登録～3年) 44.2百万ウォン→(6年～9年) 47.3百万ウォン

特許庁は、この調査・分析の結果を科学技術情報通信部などの研究開発部処に提供し、国家研究開発の全過程に特許成果に対する分析結果が活用されると同時に、R&Dの制度改善に反映されるよう、支援する予定である。

特に、今年政府のR&D特許成果の分析に基づき、科学技術情報通信部と共に、政府のR&Dにおける課題と特許成果の関連性の検証および質的水準の評価案づくりなど、質的水準の向上のために制度改善を進める計画である。

特許成果を調査・分析した結果は、誰でも確認できるように2018年1月末、特許庁のホームページ(www.kipo.go.kr)と政府のR&D特許成果管理システム(www.ripis.or.kr)で公開する予定である。

2-5 優秀な特許の必須条件、職務発明制度

韓国特許庁(2018.1.22)

韓国特許庁は、研究者の発明意欲を高め、企業の優秀な特許取得に欠かせない職務発明制度の導入・拡大の支援に向けた「2018 職務発明活性化事業」を実施すると発表した。

今日、発明の多くは、大規模な企業、研究所などで行われている(*)。職務発明とは会社に雇われた従業員が仕事をしながら開発した発明を指す。会社が職務発明に対する特許を確保するためには、職務発明の承継および補償などを主な内容とする職務発明制度を導入する必要がある。職務発明制度を通じ、従業員は自分の研究成果に対する正当な補償を受けることができ、会社は従業員の技術開発の意欲を高め、優秀な特許を取得できる。

*16年の特許出願件数 208,830 件のうち、法人の特許出願件数が 167,952 件 (80.4%)

職務発明に対する関心が高まり、企業の職務発明制度の導入率は2012年の43.8%から2017年には65%まで増えた。

医療機器メーカーであるM社は、2015年に職務発明制度を導入し、安定性を高めた注射針の特許開発に成功した。その後、産業通商資源部が選んだ次世代の世界一流商品に選定され、ヨーロッパ市場にも進出した。半導体部品会社であるS社は、2009年に職務発明制度を導入した後、技術力が大幅に向上し、売上高は2009年の2,900億ウォンから2015年には6,300億ウォンへと急増した。

特許庁は、このように企業成長の基盤となる職務発明制度が浸透するよう、さまざまな支援事業を実施する。

まず、職務発明制度の導入および運用をめぐる悩みを解消し、企業に必要な制度づくりを支援するためのコンサルティングを提供する。そして、職務発明に対する意識向上のために説明会を開催する。さらに、職務発明補償優秀企業認証制度を運営し、模範的な職務発明補償企業にインセンティブを提供する。認証を受けた企業は、4～6年目の特許料減免、優先審査支援、さまざまな政府支援事業で加点を獲得するなどの恩恵を受けることができる。

コンサルティングおよび説明会については、通年で申込可能であり、認証制については1年間4回受け付ける。詳細については、職務発明制度のホームページ(www.ip-job.org)または韓国発明振興会(www.kipa.org)のホームページの事業公告で確認できる。

2-6 第4次産業革命の技術体系 (Tech Tree) を一目で把握

韓国特許庁(2018.1.23)

韓国特許庁は、第4次産業革命の核心7大(*)技術分野に関する新しい特許分類体系を確立し、全世界において共通で使用できるように国際標準化を進めると発表した。

*人工知能、モノのインターネット、3Dプリンティング、自動運転車、ビッグデータ、知能型ロボット、クラウド

これまでは、従来の特許分類体系では第4次産業革命に関する技術の特許を明確に区分できない上、第4次産業革命の技術の特性を反映した特許審査基準や知的財産支援政策がなかった。そのため、こうした問題を解決するために、第4次産業革命に関する技術の革新的(超連結・超知能・融合複合)な特性を反映した「技術分類体系」や「特許分類体系」構築が急務であった。

最近、特許庁が完成した第4次産業革命に関わる7大技術分野の新しい特許分類体系は、第4次産業革命に関わる計31の技術分野(*)のうち、人工知能(AI)、ビッグデータ、モノのインターネットなど7大技術分野から先に確立された。これらの分野は、産業界、科学界で優先的な支援、育成に関する議論が活発であり、他の技術分野の発展および産業育成に影響を与える。

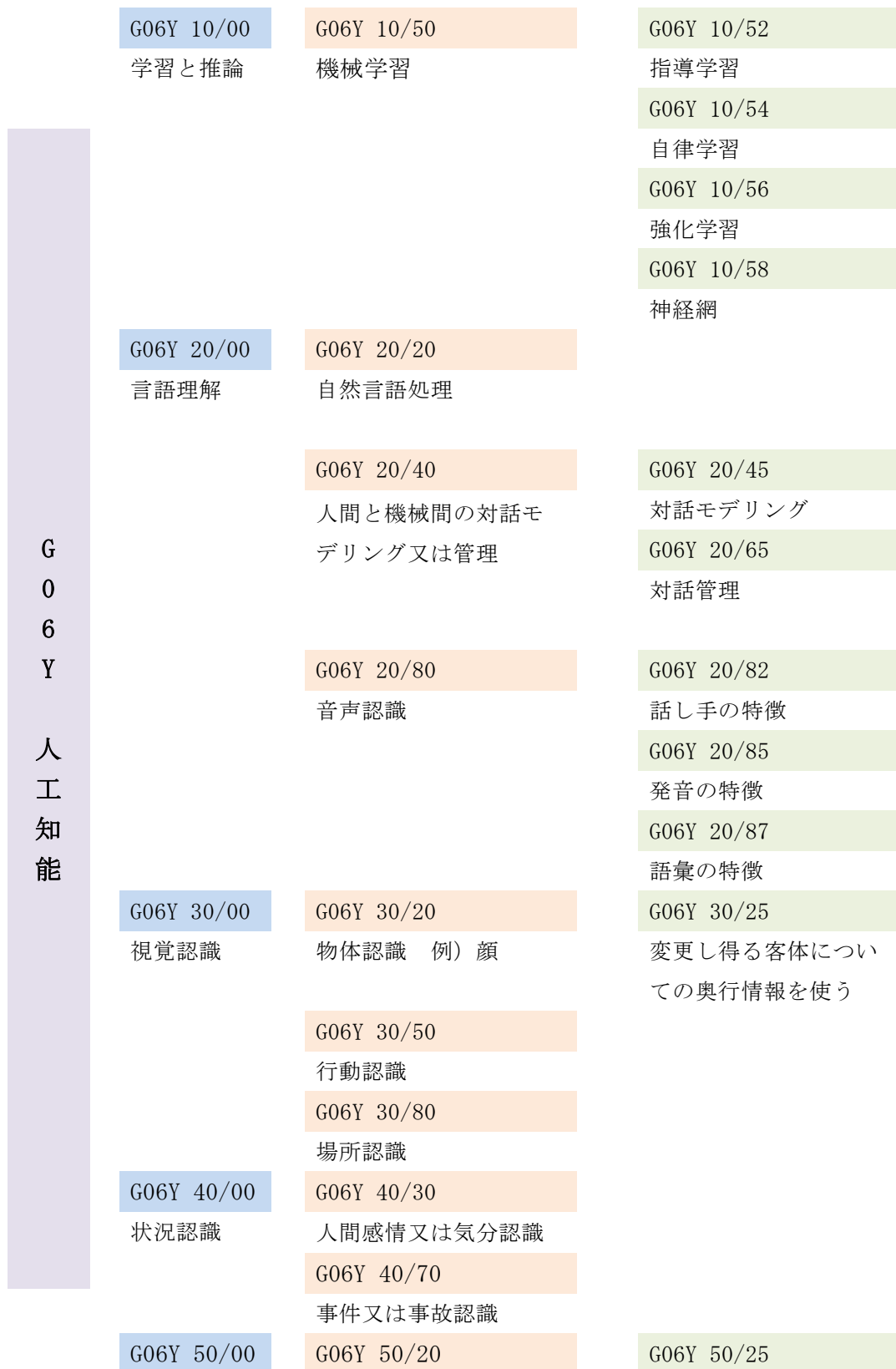
新しい特許分類体系は、第4次産業革命に関わる7大技術分野の技術体系が「一目で把握」できるため、第4次産業革命に関する特許審査政策だけでなく、革新成長のための産業政策や、科学技術政策の策定および政府・民間の資源配分にも有効活用できると見込まれる。

特許庁は、新しい特許分類体系に基づき、第4次産業革命に関わる7大技術分野の特許分類を今年1月から別途で実施しており、18年5月から出願された特許については、優先審査を実施して早期権利化を支援する予定である。モノのインターネット(IoT)分野では、審査基準を整備し、サービス領域別(住宅、家電、製造、運搬・輸送、建設、金融、農水産鉱業、ヘルスケアなど)に先行技術調査と特許付与可否の判断を行うようにし、特許技術の融合・複合的な特徴を反映して3人での協議審査を活性化させる。

7大分野における新しい特許分類体系の国際標準化も積極的に進める。特許庁は、昨年末の国際分類会議(IP5 WG1)で人工知能(AI)、3Dプリンティングに対する新しい特許分類体系づくりを提案した。今年3月の会議では、残り5つの分野に対する特許分類体系を提案し、全世界において共通で使用できる国際標準にする見通しである。

特許庁特許審査企画局の局長は「単純な特許分類体系の見直しでなく、第4次産業革命に対応して国家競争力を強化できるよう、革新成長政策と産業・科学政策の策定および特許審査業務などで総合的に活用される国際標準特許分類体系の確立を主導したい」と述べた。

参考1 人工知能分野における特許分類体系図



応用分野

医療：健康管理

バイオ

G06Y 50/90

G06Y 50/93

相談：個人秘書サービス

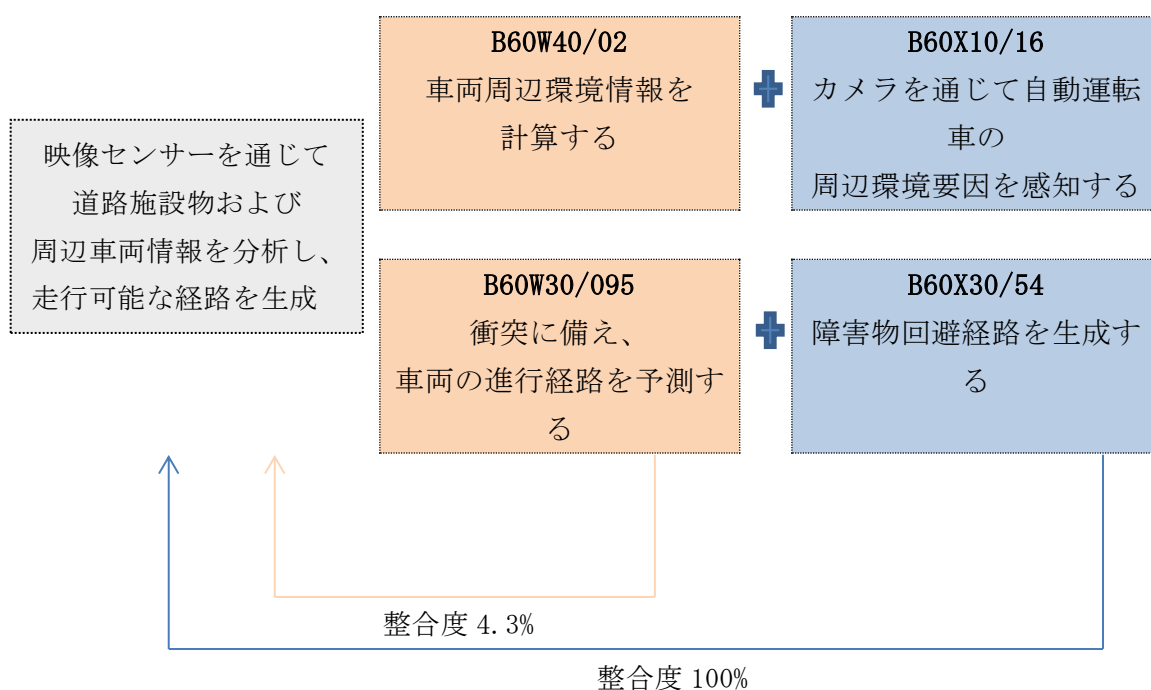
法律

G06Y 50/97

会計

参考2 新しい特許分類体系の適用例（自動運転車分野）

*自動運転車が走行環境を認識する装置および方法（10-2014-0116412）



参考3 第4次産業革命における7大分野の選定方式および分類体系策定の手続き

□第4次産業革命における7大分野の選定方式

○第4次産業革命に関する国内外の主要文献（*）を検討して核心技術分野を導出し、言及頻度を分析

*（国際）世界経済フォーラム（2016）、CES 2017、ガートナーのハイブ・サイクル（2016）（ドイツ）Industry4.0（2012）（日本）日本再興戦略（2015）、ロボット新戦略（2015）（中国）製造2025（2015）（米国）オバマ・イニシアチブ（2014）（韓国）、製造業革新3.0（2015）、知能情報社会中长期総合対策（2016）、ETRI Insight（2016）

○第4次産業革命関連ニュースのキーワードを検討（*）して主なキーワードを導き出し、言及頻度、記事の量（シェア）などを分析

*2016年のグーグルのニュースのうち、第4次産業革命に関わる記事6,389件を対象にし、16の技術キーワード中、類似したキーワードを9つの分野別に統合して分析

☞第4次産業革命分野の中で主要文献やニュースで頻繁に言及された「人工知能、3Dプリンティング、モノのインターネット、自動運転車、ビッグデータ、知能型ロボット、クラウド」を選定

<新しい特許分類体系を策定した第4次産業革命の7大分野>

人工知能	3Dプリンティング	モノのインターネット	自動運転車	ビッグデータ	知能型ロボット	クラウド
						

□新しい特許分類体系策定の手続き

○特許審査動向調査事業、知的財産青写真事業などを通じて産学研の専門家が参加し、技術分野のテックツリー（中分類）を完成（17年8月）

○テックツリーごとに分類された特許文献、論文、研究報告書などを分析し、詳細分類体系（小分類）の策定および検証（17年12月）

*大分類（言語理解）、中分類（自然言語処理、音声認識）、小分類（対話管理、話し手の特徴を認識）

○IP5および科学技術情報通信部などと協議を行い、分類体系を補完（18年1月～）

2-7 知財権戦略で核心サービスを持つグローバル企業を育てる

韓国特許庁(2018.1.23)

韓国特許庁は、中小・中堅企業が既存の製品にサービスを融合させ、新たなビジネスチャンスを創出し、グローバルな企業に成長するよう後押しする知財権（知的財産権）戦略支援を進める。特許庁は「2018年グローバルな技術革新IP戦略開発」事業の推進計画を確定し施行すると発表した。

「グローバルな技術革新IP戦略開発」とは、既存の特許分析と研究開発を連係させるための戦略（IP-R&D）を今年から第4次産業革命の分野に合わせ、さらに発展させたもの

で、製品とそれに融合する新成長サービスの知財権確保を通じて中小・中堅企業の革新的なビジネス創出を支援する事業である。

今年は、昨年より 5.9%増の 46 億ウォンの予算で 43 の中小・中堅企業を支援し、製品とサービス融合戦略型、サービス戦略型、製品戦略型など、3 つの課題類型で運営する。

業種・分野間の境界が消える第 4 次産業革命時代に、顧客は技術・製品自体よりも最終的には効用を購入するといえるだろう。R&D でも技術革新に劣らず、顧客の効用をさらに高めるためのビジネスモデルの革新が重要になり、その代表例は ICT 技術を利用して新しいユーザー経験を提供する「サービス」を製品に融合させることである。

例えば、運動器具メーカーの場合、運動器具に関するデータをクラウドに保存しておき、いつ、どこで運動器具を使っても、モバイルアプリで運動内容を管理することができるサービスを提供すれば、顧客を自社製品につなぎとめる効果（lock-in effect）はもちろんだ、それ自体が新たなビジネスモデルになり得る。

しかし、このような革新サービスは、アプリケーションやソリューションだけで簡単に模倣できるため、結局、ビジネスのアイデアを保護できる知財権の確保が事業の成否を左右する。

配車サービス世界最大手のウーバーと民泊仲介サイト大手のエアビーアンドビーは、ビジネス保護に知財権戦略をうまく活用した事例である。ウーバーは料金の算出方法、ユーザーインターフェイス（UI）などについて、数百件の特許・デザインを先取りすることで、競合会社がこのような便利な機能を利用できないようにした。エアビーアンドビーも宿泊施設の予約に関する特許を取得しておくことで、後発組の参入を妨げるか、遅らせることができた。

一方、知的財産権に対する認識が低い中小企業は、ビジネス方法、ユーザー経験（UX・UI）などのサービス知財権の確保を疎かにしているため、大手企業などによる技術奪取に露出されている。そこで、政府の積極的な支援が必要である。

こういった背景から、特に、「製品とサービス融合戦略型」では、特許・市場・使用者およびサービスシナリオの分析を通じ、新たなビジネスモデルの発掘としっかり保護するための製品およびサービスの知財権の確保を支援する予定である。

「サービス戦略型」では、特許分析を行い、企業が保有する技術を適用できるサービスプラットフォームを探し出し、アプリケーション・ソリューションの開発戦略も立てる。

「製品戦略型」では、製品本来の機能のほか、インターネットにつながった時にサービス機能を提供できるコネクテッドデバイス（connected device）（*）などの開発に向けたすべての知財権戦略を支援する。

*例えば、必要なレシピをインターネットでダウンロードして活用できるスマート炊飯器など

特許庁産業財産政策局の局長は「第4次産業革命により、ビジネスモデルも技術・製品中心からモノのインターネットやビッグデータを利用するサービス中心に軸足を移すだろう」とし、「サービス融合に向けた知財権戦略で中小・ベンチャー企業の革新成長を支援していきたい」と述べた。

「2018年グローバルな技術革新IP戦略開発」事業に参加を希望する企業は、韓国特許戦略開発院の事業管理システム（biz.kista.re.kr/ippro）を通じてオンラインで申請できる。上半期の申請期限は1月26日までである。

2-8 特許審査支援事業への民間参加を拡大

韓国特許庁(2018.1.25)

韓国特許庁は、高品質の特許審査サービスを提供するために、1) 先行技術調査専門機関の随時登録制の導入および調査品質に対する完全競争評価体制への転換、2) 客観性・公正性などを担保することができる第三の事業専門担当管理機関の新設など、事業管理システムの全面改編、3) 出願および審査に対応する戦略の策定を支援するために、先行技術調査の結果を審査前に出願人に提供することなどを主な内容とする「2018年度特許審査支援事業推進計画」を確定し施行すると明らかにした。

特許審査支援事業とは、特許審査の品質を決定する核心業務の一つである先行技術調査業務を外部の専門機関に依頼する事業で、特許出願された技術と同一・類似した先行特許や論文などが特許出願日以前に存在していたかを調べる。特許庁は、特許審査支援事業を拡大（18年335億ウォン）することで、特許審査人材不足を補い、特許審査の品質向上を推進する。

今年、特許審査支援事業の先行技術調査専門機関として参加しようとする企業はすべて、人材・装備・セキュリティシステムなど、一定の要件さえ整えば「随時に登録」できるようにし、民間が事業に参加できる機会をさらに拡大する。

今後の事業遂行機関は公正な評価を通し、先行技術調査の品質競争に基づいて選定する予定である。特許庁は、民間に良質の知的財産サービス関連の働き口提供を拡大し、先行技術調査の専門機関間の相互品質競争を強化し続け、特許審査の品質向上に積極的に貢献するために、このような事業遂行方式の転換（*）を進めてきた。

*（～17年）指定制、3つの専門機関→（18年～）随時登録制、9つ以上の専門機関がビジネスに参加

特許審査支援事業の管理運営における専門性と公正性を高めるために、ビジネスの管理システムも全面改編する。これまでは特許庁が直接行ってきた外部専門機関の管理および先行技術調査の品質評価、事業遂行機関の選定などの業務を、第三の事業管理機関に担当させることで、特許審査支援事業の品質管理を強化し、公正な競争環境を整備する予定である。

他にも、特許庁はこれまで出願人には提供していなかった先行技術調査の結果を、審査前に出願人に提供して特許出願の発明を補正したり、自主的に取り下げた後、改良して再出願するなど、審査が始まる前に、出願人が差別化した特許確保戦略を策定できるように支援する。2018年には知的財産専門人材が不足している中小・ベンチャー企業を対象に、優先的に提供する予定である。

特許庁特許審査企画局の局長は「先行技術調査事業への民間参加の拡大と公正な競争体系の確立を通し、知的財産サービス産業の育成を図り、世界最高の特許審査の品質を実現したい」と述べた。

2-9 特許庁、「IP Business 契約書ガイドブック」を発刊

韓国特許庁(2018.1.25)

韓国特許庁は、韓国企業と海外パートナー間の技術交渉における考慮すべき知的財産権契約内容を盛り込んだ「IP Business 契約書ガイドブック」を発刊すると発表した。

IP-Business 契約書ガイドブックは、共同研究、技術の移転や導入に関する秘密保持契約、共同研究開発契約、ライセンス契約など、企業でよく使われる10種の契約に対する

英文標準契約書を提供し、契約書に使われた用語の意味および条項の内容に関する解説、契約書作成時に考慮すべき事項をチェックリストにまとめた。

また、契約書式には契約担当者が状況に応じて使用可能なオプション条項（*）を含めることで、さまざまな場合に備えることができるようにし、紛争が起こり得る条項とこれに関連する米国の判例を紹介するなど、企業における契約の実務指針書として活用できるように作った。

*例) IP 保証契約書には供給者に有利な条項と購買者に有利な条項を盛り込み、契約担当者が必要に応じて選択できる。

最近、企業と海外との協力が活発（*）になり、海外パートナーと知的財産権の契約を結ぶことが増えている。しかし、中小・ベンチャー企業の多くには、英文契約に関する専門知識を持つ人材がいない上、契約時の参考資料も不足しているのが現状である。

*韓国の中小・中堅企業における知的財産権の貿易取引量(億ドル)：(2013)2.94→(2016)4.25

(出所：韓国銀行経済統計システム)

そのため、海外パートナーが示した英文契約書をそのまま受け入れ、過度な義務を負うことになったり、英文契約書の内容の意味を正しく理解できなくなったりするなど、紛争のリスクにさらされるケースが多発している。

特許庁産業財産保護協力局の局長は「すべてのビジネスは契約書に始まり、契約書に終わると言っても過言ではないほど重要なもので、不明確、または不利な条項はないか慎重を期する必要がある」と呼びかけ、「このガイドブックが中小・ベンチャー企業と海外パートナー間における不公正な契約を防止し、技術保護および輸出能力の強化につながることを期待している」と明らかにした。

IP-Business 契約書ガイドブックは、国際知的財産権紛争情報のポータルホームページ（IP-NAVI、www.ip-navi.or.kr）でダウンロードできる。これとは別途で、特許庁は2016年に営業秘密に関する秘密保持契約書、技術移転契約を作成しており、これは営業秘密保護センターのホームページ（www.tradesecret.or.kr）でダウンロードできる。

2-10 特許庁、2018年度特許庁支援事業合同説明会を開催

韓国特許庁(2018.1.25)

韓国特許庁は、中小・中堅企業、大学、公共研究所、IP サービス機関などを対象に、26日には釜山国際展示コンベンションセンターで、30日にはソウル韓国科学技術会館で「2018年度特許庁支援事業合同説明会」を開催する。

今回の合同説明会には特許庁と韓国特許戦略開発院をはじめ、韓国発明振興会、韓国知識財産保護院などの6つの関係機関が参加し、知的財産の創出、保護、活用・事業化分野ごとに2018年度に変更する事業内容、支援の手続き、支援規模などについて分かりやすく説明する予定である。

説明会では、2018年に新規実施する「韓流コンテンツ知的財産保護支援事業」と、スタートアップが必要とする時に希望する特許サービスを選択して支援を受けることができる「スタートアップ特許バウチャー事業」などを含む、計13の主要事業について紹介する。

また、参加者が持つ疑問点を現場で解消するために、各主要事業の専門家によるマンツーマンでの相談コーナーを運営し、参加者には「2018知的財産支援施策」の冊子も配る予定である。

特許庁企画調整官は「今年、特許庁が行う支援事業に関する情報を得られる良い機会となるだろう」とし、「中小・ベンチャー企業に勤める人および将来の創業者が多く参加し、さまざまな支援事業に関する情報を得て活用する契機になることを期待している」と述べた。

詳細については、特許庁のホームページ (www.kipo.go.kr) で確認できる。

2-11 特許庁、政府革新のための開かれた討論会を開催

韓国特許庁(2018.1.30)

1月10日に発表された大統領の新年の辞で強調された「政府革新活動」のために、各部処が本腰を入れ始めている。韓国特許庁は、政府革新の方向と革新課題を選定するために、1月29日(月曜)午後2時、国際知識財産研修院で「特許路1番街開かれた討論会」を開催する。

今回の討論会では、局長・課長などを除く審査官と実務者レベルの職員が中心となり、外部の専門家と特許庁傘下機関の職員も参加する。「特許路1番街」で受け付けた特許庁職員や一般国民からの提案について、腹を割った議論を行うことで、特許庁が推進する政府革新の課題を最終的に選定する予定である。「特許路1番街」とは、疎通と共感を目指す特許庁の政府革新プラットフォームを意味する。

特許庁は1月22日から、政府大田庁舎1階にある特許庁の出入口と特許庁のイントラネットに「特許路1番街」に対する提案窓口を設け、職員から多様な意見を集約してきた。また、ソーシャルネットワークを活用した「政府革新に対する国民諮問団」を通じて、一般国民からの意見も受け付けている。さらに、特許庁職員22人からなる「特許路1番街サポーターズ」は、ボトムアップの政府革新における求心点の役割を果たしている。

「特許路1番街サポーターズ」は、先週、オン・オフラインで寄せられた約200件の提案と意見を分類・検討し、「働き方革新」、「無駄な業務を無くす」、「審査品質管理策の改善」の3つの主な議論課題を選定した。

特に、今回の討論会では、これまで特許審査、審査品質管理で行われた古い慣行を見直し、国民が共感できる高品質の特許審査サービスを提供し、より信頼を受ける特許庁に生まれ変わるための方策についての踏み込んだ議論を行う予定である。

特許庁長は「今日、革新成長をリードする強い知的財産の創出は、高品質の特許審査サービスから始まる」とし、「今回の開かれた討論会を契機に、特許庁職員による自主的な参加と討論を通じて、国民が共感できる高品質の特許審査を提供できるよう、引き続き、働き方を改善していきたい」と強調した。

今回の討論会で選定された革新課題については、「特許路1番街」で再び意見を集約し、最終的に推進方策を作るなど、特許庁による政府革新の全過程で、一般国民と職員が参加し、協力できるように体系的なシステムを整えていく予定である。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 偽造品を販売する中国のオンラインショッピングモールの掲示物を削除

韓国特許庁(2018.1.29)

生活用品専門メーカーA社は中国で特許出願し、中国への本格進出を図っていた。しかし、予期せぬ難関にぶつかってしまった。中国現地のパートナーを通し、中国最大のオ

オンラインショッピングモールであるタオバオに自社技術を模倣した偽造品が流通していることを知ったのである。

戦々恐々としていた A 社は、韓国知識財産保護院（以下、「保護院」）が支援する「アリババのオンラインショッピングモールでの偽造品に対するモニタリングおよび代理申告」を知り、助けを要請した。

これを受けて保護院は、直ちに A 社の偽造品流通情報をモニタリングして代わりに申告し、偽造品を販売する掲示物、計 1,936 件を削除することで、A 社の被害を最小限に抑えることができた。

韓国特許庁は、中国のオンラインショッピングモールで韓国企業の偽造品を販売する掲示物 20,302 件を削除したと発表した。その規模は、純正品の単価ベースでは約 45 億ウォンであり、平均販売単価および販売掲示物当たりの平均販売数を考えると、約 1,848 億ウォン（*）に及ぶと推定される。

* 平均販売単価（最高値と最安値は除く）×平均販売件数×削除件数

これは、前年の 19,621 社の 700 億ウォンに比べ、件数は 681 件（約 3%）、規模は 1,148 億ウォン（約 160%）増加したのである。

このごろ、中国のオンラインショッピングモールで流通される K-ブランドの偽造品は、ビューティー、食品、ファッションなど、伝統的な人気商品群だけでなく、製造技術、部品の侵害など、被害の様相が大きく変化している。

特許庁は今年も、アリババ、京東（ジンドン）商城などのオンラインショッピングモールと協力し、偽造品流通の遮断および取締り活動を強化する予定である。そのため、集団教育を通し、韓国企業が自ら、海外のオンラインで販売される偽造品に対応するスキルアップを図り、偽造品をモニタリングする対象国も中国からベトナム、タイなど ASEAN の国々に拡大する。

特許庁は、「消費者に馴染んでいる消費財や有名ブランドのほか、特許・実用新案などに対する技術の侵害も報告されている」とし、「海外のオンラインショッピングモールでの偽造品防止および対応のためには偽造品流通の有無に対する確認はもちろん、その国に知的財産権を出願するなどの努力も欠かせない」と呼びかけた。

中国のアリババ、京東商城で流通される偽造品に対するモニタリング、被害届、対応相

談については、保護院の海外協力チーム（02-2183-5883）まで。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 カーリング、特許から見た平昌冬季オリンピック

韓国特許庁(2018. 1. 24)

これまでの国家代表チームの成果を見ていると、「カーリング」が平昌冬季オリンピックで上位入りするという期待が高まる。カーリング競技の成長を反映するように、カーリング大国になる可能性を高めるカーリングの大衆化技術が韓国国内で特許出願されている。

韓国特許庁によると、カーリングに関する国内特許出願件数は、1994年から2013年までは5件に過ぎなかったが、ソチオリンピックの開催以来（2014～2017）、約5倍増の26件が出願されたことが分かった。特に、平昌冬季オリンピックの準備が本格化した2017年だけで13件も出願され、従来のカーリングが持つ問題点と限界を乗り越えようとする技術的試みが急増傾向にある。

主要特許出願の技術を見ると、2013年まではカーリングストーンに関する出願（80%）が主であったが、2014年以降は、従来のカーリングストーンの改善が約38%、氷上の代わりに床の上で行うフロアカーリングが23%、スクリーンを見て行う室内ゴルフのようにIT技術を取り入れたスクリーンカーリングが15%、ユーザーのデータを分析してフィードバックするカーリング訓練システムが12%を占めるなど、技術分野が多様化したことが分かる。

2014年以降の出願人の内訳を見ると、中小企業が約54%（14件）、大学産学協力団が約27%（7件）、個人が約19%（5件）でカーリングに対する大衆的な関心が反映されたとみられる。

カーリングの大衆化に貢献する重要な技術である「フロアカーリング」は、アイスリンクでの競技方法と同様に特殊コーティングでアイスリンクのようにした床の上で、合成樹脂と花崗岩を圧縮したカーリングストーンを投げる方式である。フロアカーリングを

利用すれば、氷上のための設備と維持費用、カーリング装置のコストが削減され、冬季スポーツであるカーリングを季節や場所に関わらず、楽しめる。

また、室内ゴルフのように IT 技術を取り入れ、室内でもカーリングゲームを可能にした「スクリーンカーリング」もある。カーリングストーンをスライドして投げると、周辺に設置されたセンサーがカーリングストーンの速度、回転などを感知し、カーリングストーンの予想経路をスクリーンで見せる。狭い室内空間でもカーリング競技を可能にする先端技術である。

このようなカーリングの大衆化技術は、カーリングの時間・空間的制約を解消し、経済的負担を軽減し、カーリングを大衆にとって身近なものにする。これにより、カーリングの大衆化とすそ野の拡大に寄与し、ひいては冬季オリンピックでもカーリングにおいて存在感を示す近道につながるとみられる。

特許庁住居生活審査課の課長は「平昌冬季オリンピックを契機にカーリングの大衆化を可能にする特許技術が急増している」とし、「平昌冬季オリンピックでカーリングが良い成果を収め、国民の関心を得て、さらに環境的制約および経済的負担なく、気軽に楽しむ生活スポーツの一つとして定着することを期待している」と述べた。

5-2 平昌オリンピックドーピングテスト、バイオ禁止薬物を摘発せよ

韓国特許庁(2018.1.26)

平昌冬季オリンピックを2週間後に控えているなかで、オリンピックで問題となってきたドーピング(doping)に注目が寄せられている。

平昌冬季オリンピックのドーピング禁止薬物は約400種に及び、その中でバイオ禁止薬物は約50種が含まれている。バイオ禁止薬物とは、ペプチドホルモンや成長因子のように主にタンパク質からなる薬物で、人体のタンパク質に類似し、尿中に排出される量も少ないため、ドーピングテストが難航している。

そのため、バイオ禁止薬物の高感度分析のために、最近では血液試料からバイオ禁止薬物とのみ選択的に結合する「抗体(antibody)」を用いる分析手法が脚光を浴びている。

韓国特許庁によると、バイオ禁止薬物を分析する抗体に関連する特許出願件数(*)は2015年以降、急増し、2017年には2015年比で39%増えたが、バイオヘルスケア産業の成長に伴う次世代診断技術が進歩することで、今後も増加傾向は続くと思われる。

* (年度別の出願件数) 2010 (232 件)、2011 (240 件)、2012 (310 件)、2013 (345 件)、2014 (368 件)、2015 (340 件)、2016 (398 件)、2017 (471 件)

過去 8 年間 (2010～2017) の出願人別の動向を見ると、外国人による出願件数は計 2,139 件と、全体の 79%を占めている。これは、グローバルバイオ企業による抗体分野に対する研究開発および投資が活発に行われているためであろう。

ドーピングテストでバイオ禁止薬物を分析することができる抗体では、血管内皮細胞増殖因子 (VEGF) を分析できる抗体関連の出願件数が最も多く (90 件) になっている。次いで、類似したインスリン様成長因子-1 (IGF-1) および肝細胞増殖因子 (HGF) を分析できる抗体関連の出願件数がそれぞれ 27 件、15 件となり、成長因子を分析する抗体に関連する出願が大多数を占めることが分かった。

特許庁バイオ審査課の課長は、「最近、生体内に存在する物質と区別がつかない、さまざまなバイオ禁止薬物を用いたバイオドーピング (bio-doping) が各種スポーツ大会で問題となっているため、このようなバイオ禁止薬物について、きめ細かく分析することができる、先端のバイオ分析技術に関する特許出願は、今後、さらに増加するだろう」とし、「当該技術分野に関連する知的財産権の確保は、市場で優位に立つ上で重要な手段であるため、韓国企業も関連技術に対する研究開発および投資を継続的に拡大し、早急に権利化することが何よりも重要だ」と強調した。

特許庁では優秀な技術を保有する企業の特許創出能力を強化するために、知的財産権に関わる研究開発戦略の策定を支援している。特に、海外進出を支援するために、各海外市場に合わせた知的財産戦略を継続的に提供している。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話 : 02-739-8657/FAX : 02-739-4658 e-mail : kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム